

院内感染対策に関する取り組み事項

1. 院内感染対策に関する基本理念

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな、特定、制圧、終息を図ることは、当院にとって重要であります。このような考えのもとに、院内感染防止対策を全職員が把握し、指針に則った医療を患者様に提供できるように取り組みます。

2. 院内感染対策のための組織及び体制に関する基本的事項

当院における感染防止対策を総合的に企画、実施するために、各部署からの構成員で組織する感染対策委員会を設置し、毎月1回委員会を開いています。また、その下部組織として感染防止対策チーム（医師、看護師、薬剤師、検査技師）を組織し、毎週1回院内を巡回して院内感染防止対策を推進するとともに、毎週1回会議を開催しています。

3. 院内感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

職員の感染対策に対する意識向上を図るため、感染対策に関する職員研修を、年2回またはそれ以上、全職員を対象に開催しています。

4. 院内感染発生時の対応

異常発生時、所属長は状況を院長へ報告し、感染委員長は速やかに発生の要因を究明し、改善策を立案、実施していくために、全職員への周知徹底を図ります。

5. 患者への情報提供と説明

院内感染対策のための指針は、患者様等が閲覧できます。患者様相談窓口へお申し出ください。